は　じ　め　に

警察施設は、建物と交通安全施設（インフラ）に大別され、さらに建物は、施設規模や財産目的で細分すると、本部庁舎及び警察署、交番及び駐在所、待機宿舎（令和６年４月改正）の３つに区分される。したがって、本計画は、区分ごとの整備計画とし、建物の３編と交通安全施設を合わせた４編構成とする。

本計画は、令和８年３月策定の「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第二期）（以下「ＦＭ基本方針」という。）」に示された各施設毎の取組方針を定めた計画「施設類型別計画」と位置づけ、警察活動の基盤となる警察施設を最適な状態で維持、管理及び運営するための計画とする。

令 和 ８ 年 ３ 月

大 阪 府 警 察 本 部